

札障第 715 号
平成 26 年（2014 年）5 月 2 日

特定相談支援事業所 管理者 様
障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害者支援施設 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

知的障がい者及び精神障がい者に係る重度訪問介護の支給決定について

平素は本市障がい福祉行政に御理解と御協力いただきありがとうございます。

障害者総合支援法の改正により、平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象者が一定の行動障がいのある方に拡大されたことに伴い、今後、下記のとおり支給決定を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、別添「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項（平成 26 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障障発 0331 第 8 号通知別添資料）」（以下「国留意事項通知」という。）と併せてご確認いただくとともに、事業の円滑な実施にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 新たに重度訪問介護の対象者となる方

「知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方」のうち、下記(1)(2)のいずれにも該当する方。

- (1) 障害支援（程度）区分 4 以上
- (2) 認定調査項目中、行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上
（障害程度区分の基準においては同じく 8 点以上）

2 基本的な流れ等

- (1) 重度訪問介護（1 の対象者に限る）の利用にあたっては、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出及び行動援護事業者等によるアセスメント及び環境調整（以下「アセスメント等」という。）を必須とする。

- (2) 利用者の状況に応じて、以下のいずれかの方法によりアセスメント等を実施する。

ア 障害福祉サービスを利用していない場合

国留意事項通知に基づき、原則として、行動援護事業者がアセスメント等を行う。

※ この場合、重度訪問介護の支給申請に先立ち、サービス等利用計画案を提出して行動援護の支給決定を受け、アセスメント等終了後に、計画の変更を行い、重度訪問介護の支給申請を行うものとする。

イ 障害福祉サービスを利用している場合

原則はアと同様とする。ただし、特定相談支援事業者が、現在、利用中の事業

者が行動援護事業者と同等のアセスメント等を行うことができると判断した場合は、当該事業者がアセスメント等を行うことを認める。

- (3) 特定相談支援事業者は、アセスメント等の結果等を踏まえ、重度訪問介護の利用に係るサービス等利用計画案を作成する。

なお、サービス等利用計画案の提出にあたっては、上記(2)の事業者等が作成したアセスメント結果を添付する。

3 支援の情報の共有

特定相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、アセスメント情報を共有し、事業所間で連携を図りつつ支援を実施する。

なお、アセスメント情報の記載にあたっては、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が作成したテキスト「強度行動障害支援初任者養成研修【基礎研修】」等を参照する。

※のぞみの園HP：http://www.nozomi.go.jp/tyosa/tyosa_top.htm

4 特定相談支援事業者が留意する事項

行動援護事業者によるアセスメント等にあたっては、サービス等利用計画において必要とされている場合に限り、支給量の範囲内で行動援護の居宅内利用を認めることから、サービス等利用計画には、行動援護によるアセスメント等に必要な期間及び時間数を記載すること。

5 重度訪問介護事業者が留意する事項

既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは、行動障がい者を有する者への支援に従事することが可能である。

なお、重度訪問介護従業者の研修として新たに設けられた「行動障害支援課程」の詳細については、北海道（保健福祉部施設運営指導課）に確認することとなる。

今後、サービス提供の主たる対象者を、肢体不自由者又は行動障がい者を有する者のいずれかに特定する場合は、運営規程の変更が必要となる。

6 行動援護事業者が留意する事項

行動援護は、主として日中に行われる外出中心のサービスであるが、重度訪問介護利用に係るアセスメント等に必要とされる範囲内で、居宅内における食事及び入浴等への利用が可能である。よって、居宅内のサービス提供にあたっては、必ず、事前に特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画を確認する。

7 重度訪問介護と行動援護の併給

原則、重度訪問介護の支給開始日の前日をもって行動援護の利用は終了となる。

ただし、その後において、利用者の状態の変化等により再度アセスメント等を行う必要が生じた場合は、サービス等利用計画の変更を経た上で、アセスメント等の必要の範囲内で行動援護の利用を可能とする。

8 グループホームにおける個人単位の利用

平成26年4月以降、介護サービス包括型グループホームの入居者においては、一定の要件を満たした場合、居宅介護又は重度訪問介護の利用を可能としている（肢体不自由者も含む）。

なお、この個人単位利用については、国において平成 27 年 3 月末までの経過措置とされている。

9 その他留意事項

重度訪問介護と居宅介護については、必要とするサービス状況によりいずれかを選択するものであり、短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合等においては、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護を支給決定するものであることに留意する。

10 利用者あて周知

平成 26 年 3 月末時点で、居宅介護と行動援護の支給決定を受けている区分 4 以上の方に対して、後日、各区役所から別添 3 の制度周知文を送付します。

11 添付資料

- | | | |
|------------------|------------------|------|
| (1) 国留意事項通知 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別添 1 |
| (2) アセスメントシート様式例 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別添 2 |
| (3) 制度周知文 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別添 3 |

【お問い合わせ先】

札幌市障がい福祉課 TEL211-2938 FAX218-5181

○支給決定に関する内容（給付管理係）

○運営規程に関する内容（事業者指定担当）

重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項

1. 行動障害を有する者が重度訪問介護を利用する場合の支援について

(1) 基本的な流れ(図-1)

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用する場合の支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下
- ・ 行動援護事業者等(※)が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業者・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことができることとする。

(2) 行動障害に関する専門知識や経験を有する者へのアセスメント等の依頼

指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案を作成する上で、行動障害を有する者に対する専門的なアセスメント等の知見を得る際には、以下の手順を参考とすること。

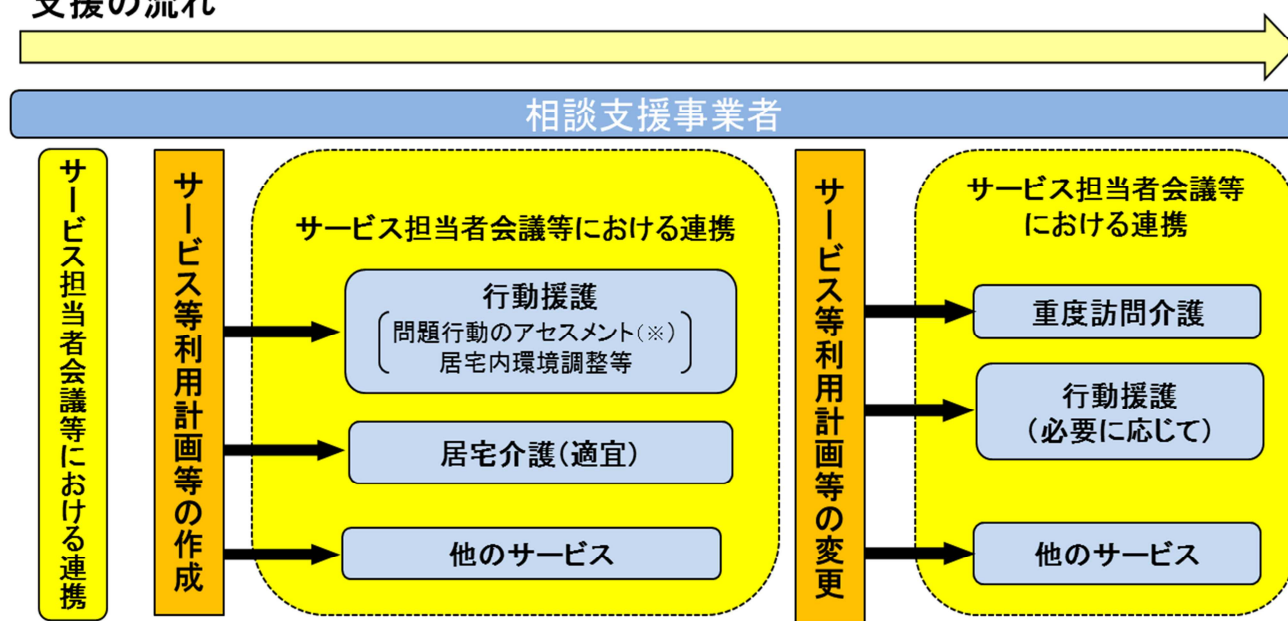
- ① 重度訪問介護を希望する利用者から相談があった場合は、当該地域に行動援護事業者があればそこにアセスメントを依頼。
- ② 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合には、発達障害者支援センターにアセスメントを依頼。
- ③ 行動援護事業者及び発達障害者支援センター以外の障害福祉サービス事業所等にアセスメントを依頼する場合は、相談支援事業者は事前に市町村に当該事業者がアセスメントを実施することについて協議する。

その際、既に当該利用者となんらかの関わりのある専門性を有する事業者への依頼を検討するとともに、障害者支援施設等で短期入所事業等を行っている場合はそれらの利用を検討する。また、個別に臨床心理士などの関わりが期待できる場合には、当該専門家に依頼することも検討する。

なお、アセスメントの結果はサービス等利用計画案に別紙で添付することが適当である。

(図－１)

支援の流れ



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

(３) 行動援護事業者等が行うアセスメント等の基本的考え方（図－２）

行動援護事業者等が行うアセスメントから支援までのプロセスについては、基本的には以下のとおりとなる。

(アセスメント)

- ・ 利用者の行動観察と情報収集を基に、障害特性を理解した上で、なぜその行動をとっているか分析し理解する。
- ・ 以上を通じて、本人が困っていること、本人ができること・強み、本人の特性を把握する。

(支援の計画)

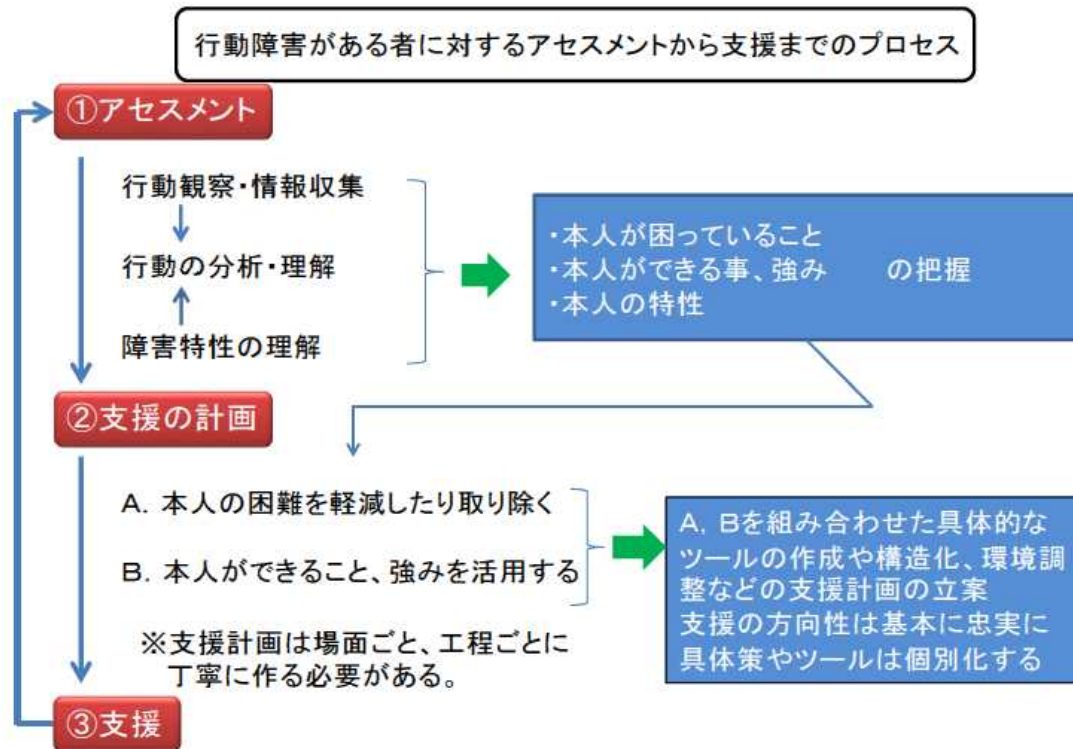
- ・ 本人の困難を軽減したり取り除く支援と本人ができること、強みを活用した支援を組み合わせた具体的なツールの作成や構造化、環境調整などの支援計画を作成する。

支援計画は場面ごと、工程ごとに丁寧に作る必要がある。

(支援)

- ・ 支援の方向性は基本に忠実に行うこととし、具体策やツールは当該利用者に個別に合わせて作成することに留意しつつ支援を行うが、支援内容や利用者の反応等は具体的に記録に残し定期的に再アセスメントする。

(図－２)



(４) 行動障害を有する者に対する支援の情報の共有について

行動障害を有する者への支援については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者と他のサービス事業者が役割分担を明確にしつつ、全体としての連携体制を構築して支援を行う必要がある。

支援に当たっては、様々なサービス事業者が関わる中で、相談支援事業者が招集するサービス担当者会議等において、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要である。

その中で、行動障害の専門家によるアセスメント情報（問題行動の分析や環境調整等の情報）を共有することが必要である。

なお、相談支援事業者、行動援護事業者、重度訪問介護事業者等の間におけるこれらの情報の共有に資するため、「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について」（平成 25 年度障害者総合福祉推進事業 実施団体：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）において作成された標準的なアセスメントシート（（参考１）支援計画シート（例））及び支援手順書（（参考２）支援手順書 兼 記録用紙（例））をご活用いただきたい。

(５) 相談支援事業者が留意する事項について

サービス等利用計画における支援方針は、利用者の意向に基づいて相談支援事業者が定め、これに基づき関係事業者がサービス提供を行っていくこととなるが、その際、重度訪問介護の利用については、行動援護事業者等が行うアセスメント等に必要な期間等を見込んだサービス等利用計画とし、これを超えてアセスメント等が長期に至る場合は、モニタリング時等のサービス担当者会議による現状確認のほか、必要に応じて行動障害に関する専門知識や経験を有する者から助言を得るなど、適切に次の段階に移行するよう相談支援事業者が調整を行うこととし、行動援護事業者のアセ

スメント結果のみに依存して、重度訪問介護への移行が延期されることがないように留意する必要がある。

また、行動障害を有する者の状態の変化に対応しながら地域で継続的な支援を行うことができるようにするため、相談支援事業者が必要に応じて行動援護事業者等に対して再アセスメントを依頼し、支援方法等の見直しを行うなど適切な支援を継続して行うことができるよう留意することが必要である。

(参考 1)

支援計画シート(例) 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聴いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
・26 歳男性 自閉症 重度知的障害 ・身長 172 センチ 体重 105 キロ ・高等部卒業後 8 年間で 45 キロ 体重増加 ・高血圧 (100 - 160) ・14 歳の時に近所のコンビニで 2 歳の子を突き飛ばし怪我をさせている ・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している ・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌 ・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし ・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能 ・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい ・個別化された作業環境だと、一度に 20 分から日によっては 1 時間近く継続して作業に取り組むことが可能 ・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっている場合が多い ・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻繁に静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる ・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている ・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることがあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある ・入浴や歯磨(うがい)きが 1 時間以上たっても終わらないことが多々見られる ・2 か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない)	生物的事象 (疾患や障害、気質など)	① ダイエットと生活習慣病予防 ② 支援付きの外出手段の確保 ③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす ④ 定期的なショートステイの利用	・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー ・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす) ・休憩時間に個別に深呼吸の練習 ・相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて) ・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定) ・1 日に作業 1 種類、自立課題 6 種類を準備 ・1 日単位の個別のスケジュールを当面固定 ・スケジュールの伝達方法を調整 ・スケジュールの提示場所は静養室 ・3 つ程度の活動を写真・カードで提示 ・静養室の休憩時間の終わりはタイマー ・スケジュール変更時に家庭に連絡 ・家庭での影響を確認 ・月に 2 回(各 1 泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整) ・曜日の固定 ・他の利用者との調整 ・宿泊時に必要なものを確認 ・夜間・早期のスケジュール確認 ・最初の実施日
	心理的事象 (不安、葛藤、希望、感情など)		
	社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)		
	・一人で行う作業や自立課題は 20 分程度集中して取り組む ・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等)に表れる) ・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある ・刺激が少ない場所で、一人であることを好むが、30 分以上続く混乱することがある ・笑顔や人のかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない ・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない ・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活が続けることの困難さを感じている ・家庭以外での外泊経験は 15 年以上経験していない ・2 年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)		

(参考 2)

支援手順書 兼 記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013 年 10 月 24 日 (木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	榛名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30- 10:00	来所	【スケジュール 1 : 朝の準備】 静養室 (スケジュール) → 静養室 (着替え) → 静養室 (休憩) → アラーム (9:50) → 作業室		
10:00- 10:45	班別 活動	【スケジュール 2 : DVD 組み立て × 2 回】 作業室 (作業 15 分) → 静養室 (休憩 10 分) → アラーム → トイレ → 静養室 (スケジュール) → 作業室 (作業 15 分)		
10:45- 11:00	お茶 休憩	【スケジュール 3 : お茶休憩】 作業室 → 静養室 (スケジュール) → 手洗い → 静養室 (お茶休憩) → アラーム → 作業室		
11:00- 11:45	班別 活動	【スケジュール 4 : DVD 組み立て × 2 回】 作業室 (作業 15 分) → 静養室 (休憩 10 分) → アラーム → トイレ → 静養室 (スケジュール) → 作業室 (作業 15 分) → 静養室		
11:45- 12:45	昼食 昼休み	【スケジュール 5 : 昼食】 静養室 (スケジュール) → 手洗い → 静養室 (スケジュール) → 食堂 (昼食) → 静養室 (休憩)		
12:45- 13:30	散歩	【スケジュール 6 : 散歩】 アラーム (12:45) → トイレ → 静養室 (スケジュール) → 玄関 (靴の履き替え) → 公園 → 玄関 (靴の履き替え) → 静養室 (スケジュール) → 手洗い → 静養室 (休憩)		
13:30- 14:35	自立 課題	【スケジュール 7 : 自立課題 × 2 回】 アラーム (13:30) → 作業室 (自立課題 15 分) → 静養室 (休憩 15 分) → アラーム → 作業室 (自立課題 15 分) → 静養室 (休憩 20 分)		
14:35- 15:00	帰り	【スケジュール 8 : 帰宅】 アラーム (14:35) → トイレ → 静養室 (スケジュール) → 静養室 (着替え) → 玄関 (靴の履き替え) → 送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーは静養室に移動しました。着替えは静養室で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください (特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに 20 分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

2. 重度訪問介護従業者の研修について

- (1) 重度訪問介護の対象拡大の施行に伴い、平成 26 年度より重度訪問介護従事者養成研修を見直し、主として行動障害を有する者を支援する重度訪問介護の研修として、「行動障害支援課程」を新たに設けたところである（厚生労働大臣告示第 538 号（注 1））。重度訪問介護の従業者については、従来の肢体不自由者に対応する「基礎課程」「応用課程」「統合過程」又は行動障害を有する者に対応する「行動障害支援課程」の何れかを受講していればその要件を満たすこととなる。従って、既に重度訪問介護に従事しているヘルパーは改めて研修を受講することなく行動障害を有する者の支援に従事することは可能であるが、利用者の状態に即した研修の課程を修了していることが望ましい（報酬告示の留意事項通知（注 2））。

（注 1） 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）一部抜粋

五 重度訪問介護従業者養成研修(重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護及びに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

別表第五（第五号関係）

区分	科 目	時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有	1	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	
	行動障害の背景にある特性の理解	2.5	
合計		12	

（注 2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 3 日障発 1031001 号障害保健福祉部長通知）一部抜粋

第二の 2. 介護給付費

（2）重度訪問介護サービス費

- ⑤ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する重度訪問介護について

イ 従業者については、専門性を確保するため、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程（居宅介護従業者基準の別表第五に定める内容以上の研修課程をいう。）を修了していることが望ましい。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修は、「居宅介護職員初任者研修等について(平成 19 年 1 月 30 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき、各都道府県において行っているところであるが、新たに設ける「行動障害支援課程」についても、従前のとおり、研修を実施する者の指定等、同通知に基づいて行っていただくこととなる。

また、本課程の内容は、平成 25 年度より実施している強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)と同様のものとなっており、都道府県におかれては、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の実施機関をはじめ、従前の行動援護従業者養成研修を実施していた機関その他適切に研修が実施できる機関を重度訪問介護従事者養成研修の実施機関に指定するなどご配慮願いたい。

既に、重度訪問介護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者が、新たに「行動障害支援課程」も実施する場合は、都道府県に対してカリキュラム等の追加・変更の届出を行うよう周知願いたい。

さらに、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び行動援護従業者養成研修や、これらの研修と同等の内容と都道府県知事が認める研修を修了した者が重度訪問介護に従事する際には、重度訪問介護従業者養成研修修了者とみなすこととしている(報酬告示の留意事項通知(注3))。

〈事業者種別ごとの行動障害支援課程の実施に際しての手続き〉

事業者種別	行動障害支援課程の実施に際しての手続き
重度訪問介護従業者養成研修の指定を受けている事業者	都道府県知事への届出
強度行動障害支援者養成研修の指定を受けている事業者	都道府県知事による指定
行動援護従業者養成研修の指定を受けている事業者	都道府県知事による指定
新規に参入を予定している事業者	都道府県知事による指定

(注3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 3 日障発 1031001 号障害保健福祉部長通知) 一部抜粋

第二の 2. 介護給付費

(2) 重度訪問介護サービス費

⑤ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する重度訪問介護について

ウ 行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあつては、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程を修了した者とみなす。

3. 重度訪問介護の対象拡大に伴う行動援護の利用について

行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある(報酬告示の留意事項通知(注4))。

行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、上記のアセスメント等のために必要であることがサービス等利用計画などから確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護を可能とする取扱いとする。

(注4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月3日障発1031001号障害保健福祉部長通知）一部抜粋

第二の2. 介護給付費

(2) 重度訪問介護サービス費

③ 重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者に対する重度訪問介護について

ア ①の(二)に規定する者については、行動障害に専門性を有する行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整などを行った上で、重度訪問介護を行った場合に所定単位数が算定できるものであること。

4. 障害支援区分への見直しに伴う行動援護の基準の変更について

障害支援区分への見直しに伴い、行動援護及び重度障害者等包括支援の行動関連項目に関する基準を、従来の項目を踏襲した12項目とし、基準点は10点以上としている。

なお、「介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、障害程度区分認定の有効期間を3年を基本とする扱いは従前のおりであるが、従来の障害程度区分認定において行動援護等の基準に該当すると認められた者については、当該程度区分が有効である期間中は、これらの基準に該当するものとして扱うものであり、改めて区分認定を行う必要はないので、ご留意願いたい。

(別紙)

「重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程」
及び「強度行動障害支援者養成研修」のカリキュラム

科目名	時間数	内容	
【講義】	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害
			強度行動障害の定義
			強度行動障害支援の歴史的な流れ
			知的障害／自閉症／精神障害とは
			行動障害と家族の生活の理解
			危機管理・緊急時の対応
2 強度行動障害がある者に関する制度及び支援技術の基本的な知識	3.5	②強度行動障害と医療	強度行動障害と精神科の診断
			強度行動障害と医療的アプローチ
			福祉と医療の連携
		③強度行動障害と制度	自立支援給付と行動障害 / 他
			(例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	構造化の考え方
			構造化の基本と手法
			構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み
			支援の基本的なプロセス
			アセスメント票と支援の手順書の理解
			記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	虐待防止法と身体拘束について
			強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	児童期における支援の実際
			成人期における支援の実際
【演習】	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法
			記録とそのまとめ方と情報共有
			アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法
			コミュニケーションの理解と表出
			グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	感覚・知覚の特異性と障害特性
			行動障害を理解する氷山モデル
			グループ討議／まとめ
合計	12		

支援計画シート 氏名() 支援計画者()			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聞いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
●	生物的なこと (疾患や障害、気質など)	①	○
	●		
	心理的なこと (不安、葛藤、希望、感情など)		
	●		
	社会的なこと (家庭、施設・学校、地域資源など)		
●			

支援手順書 兼 記録用紙

利用者名		サービス提供日		作成者名	
事業所名①		サービス名	時間	提供者名	
事業所名②		サービス名	時間	提供者名	
事業所名③		サービス名	時間	提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子

【連絡事項】

-
-
-

【問い合わせ事項】

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者名		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号				計画開始年月	

[illegible]

主な日常生活上の活動	週単位以外のサービス

サービス提供によって実現する 生活の全体像	
--------------------------	--

じゅうど ちてき せいしんしょう かた じゅうどほうもんかいご
重度の知的・精神障がいのある方も、「重度訪問介護」の
さーびす りょうかのう
サービスが利用可能になりました。

じゅうどほうもんかいご しんたいかいご か じ えんじょ がいしゅつ し えん ちょうじかん わた ひつよう
「**重度訪問介護**」は、**身体介護**や**家事援助**、**外出の支援**を長時間に渡って必要
とする方のためのサービスです。これまでは**重度の肢体不自由のある方のみが**
たいしょう かいせい ねん がつこ いてい こうどうしょう かた
対象とされていましたが、平成26年4月以降は、**一定の行動障がいのある方**
りょう
も利用できるようになりました。

あら じゅうどほうもんかいご つか かた
1 新たに重度訪問介護が使えるようになる方

しょうがいし えん ていど くぶん いじょう こうどうえんご たいしょう かた
障害支援（程度）区分が4以上で、かつ、行動援護※の対象となる方

※ 詳しくは、区役所の担当者までお問い合わせください。

さーびす ないよう
2 サービス内容

じゅうどほうもんかいご しょくじ はい しんたいかいご ちょうり せんたく か じ
重度訪問介護は、食事や排せつなどの身体介護や、調理や洗濯などの家事
えんじょ にちじょうせいかつじょう さまざま かいご たいおう みまも がいしゅつ じ かいご
援助、日常生活上の様々な介護に対応するための見守りや、外出時の介護
う
が受けられます。

りょう なが
3 利用までの流れ

じゅうどほうもんかいご りょう い か じゅんび ひつよう
重度訪問介護のご利用には、以下の準備が必要となります。

① いてい ちしき けいけん へる ぱーとう じたくない がいしゅつさき ひつよう
一定の知識や経験があるヘルパー等が、ご自宅内や外出先で必要とす
し えん ないよう ほうほう けんどう
る支援の内容や方法を検討します。

② とくていそうだんし えん じぎょうしょ じゅうどほうもんかいご にっちゅうかつどう さーびす
特定相談支援事業所が、重度訪問介護や日中活動サービスなどのあな
たの生活に必要なサービスを組み込んだサービス等利用計画を作成
せいかつ ひつよう さーびす く こ さーびす とうりようけいかく さくせい
します。

す く く やくしょ ないよう ふ じゅうどほうもんかいご しきゅう
お住まいの区の区役所では、これらの内容を踏まえ、重度訪問介護の支給
けつてい おこな じゅうどほうもんかいご りょう きぼう ばあい とくていそうだん
決定を行います。重度訪問介護の利用を希望される場合は、まずは特定相談
し えん じぎょうしょ べってんさんしょう そうだん
支援事業所（別添参照）にご相談ください。

4 利用者負担

生活保護・非課税世帯の方は、これまでどおり利用者負担はありません。
課税世帯の方は費用の1割が利用者負担となります。これまでより負担額が増減する場合がありますが、他の障害福祉サービスと合わせて負担上限額が設けられます。

生活保護・非課税世帯の方	課税世帯の方 (負担上限額)
0円	一割負担 (9,300円又は37,200円)

5 サービス提供事業所

ご利用中のサービス提供事業所が重度訪問介護の指定を受けている場合は、引き続き同じ事業所からサービスを受けることができます。

Q 現在、居宅介護を利用していますが、重度訪問介護に切り替える必要がありますか？

A 身体介護（入浴、排せつ、食事の介護など）や家事援助（調理や洗濯など）の1日の利用時間が短時間である場合は、これまでどおり居宅介護をご利用いただきます。

Q 重度訪問介護に切り替えた後も、外出に行動援護を利用できますか？

A 重度訪問介護は、ご自宅内のほか外出時にもご利用いただけるサービスであるため、行動援護は利用できません。

(お問い合わせ先)

〒000-0000 札幌市 区 条 丁目
まるまるくやくしよほけんふくしか 区役所 階 保健福祉課 ばんまどぐち
TEL 011-0000-0000 担当：まるまる

さっぽろしない してい とくてい そうだん しえん じぎょうしょ いちらん
札幌市内指定特定相談支援事業所一覧

へいせい ねん がつ にちげんざい
平成26年 4月 1日現在

く 区	じぎょうしょ めい 事業所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	じぎょうしょ しょうざいち 事業所所在地	でんわばんごう 電話番号	ばんごう ファックス番号
ちゅうおうく 中央区	そうだんしつ 相談室あんふいに	060-0001	きた じょうにし ちょうめ きた じょうにし ちょうめ 北1条西19丁目1-7 円山表参道小川ビル3階	643-8997	643-8997
	ちいき せいかつ しえん 地域生活支援センターさっぽろ	060-0042	おおどおりにし ちょうめ うえすと かい 大通西19丁目 WEST19 5階	622-1118	622-1073
	ぽっぷ POPケアセンター	060-0063	みなみ じょうにし ちょうめ えいちあんどびー かい 南3条西2丁目1-1 H&Bプラザ3階	219-2146	219-2147
	そうだんしつ 相談室ぽぽ	064-0808	みなみ じょうにし ちょうめ えふ ごうしつ 南8条西14丁目1-33 エボリューションF301号室	522-4112	562-6600
きたく 北区	そうだんしつ 相談室ぼらりす	001-0021	きた じょうにし ちょうめ うめ き ごうしつ 北21条西5丁目1-32 梅ノ木ビル202号室	757-1871	757-1872
	そうだんしつ 相談室つぼみ	001-0034	きた じょうにし ちょうめ 北34条西3丁目2-11	299-7246	299-7240
	そうだんしつ 相談室らっく	001-0038	きた じょうにし ちょうめ 北38条西7丁目1-3	769-0981	726-8511
	あすか してい とくてい そうだん しえん じぎょうしょ 指定特定相談支援事業所	001-0907	しんことに じょう ちょうめ 新琴似7条6丁目6-15	299-3586	299-3469
	みつ 光おばさんと相談	002-8029	しのろ じょう ちょうめ 篠路9条1丁目4-5	737-0833	756-3572
	そうだん しえん じぎょうしょ くさぶえかん 相談支援事業所 草笛館	002-8052	しのろちよう かみしのろ 篠路町上篠路323-3	774-1507	774-1507
	してい とくてい しえん じぎょうしょ 指定特定支援事業所	002-8055	しのろちよう ふくい 篠路町福移147-36	792-4185	790-2880
	そうだん しえん じぎょうしょ ぽえむ 相談支援事業所 歩笑夢	007-0836	きた じょうひがし ちょうめ 北36条東1丁目8-7	721-8830	721-8830
ひがしく 東区	むぎのこ しょうだんしつ むぎのこ子ども相談室	007-0836	きた じょうひがし ちょうめ 北36条東9丁目1-1	776-6856	776-6857
	そうだんしつ 相談室セーボネス	007-0841	きた じょうひがし ちょうめ 北41条東15丁目3-18 アズブライト503	748-3119	748-3229
	さっぽろ 札幌アシストセンターマザー相談支援事業所	007-0863	ふしこ じょう ちょうめ 伏古3条5丁目2-18	785-6200	785-6300
	そうだんしつ 相談室かぜのね	007-0891	なかぬまにし じょう ちょうめ なかぬまつー かい 中沼西1条2丁目2-10 ビレッジ中沼Ⅱ3階202	791-7696	791-7696
	ちいき せいかつ しえん さっぽろ地域生活支援センター	065-0018	きた じょうひがし ちょうめ 北18条東7丁目1-33	750-1031	750-1032
	そうだんしつ 相談室ベガ	065-0019	きた じょうひがし ちょうめ 北19条東6丁目1-1	721-2888	753-0497
	おりじん Origin	065-0020	きた じょうひがし ちょうめ おおにし かい 北20条東1丁目5-1 大西ビル1階	748-6220	748-6221
	さっぽろひがししょうだん しえん じぎょうしょ ライブラリ札幌東相談支援事業所	065-0023	きた じょうひがし ちょうめ もとまち 北23条東17丁目1-10 ライブラリ元町	780-5500	786-5515
	そうだんしつ 相談室あさかげ	065-0033	きた じょうひがし ちょうめ 北33条東14丁目5-1	733-3808	731-0211

く 区	じぎょうしょ めい 事業所名	ゆうびんばんごう 郵便番号	じぎょうしょ しょざいち 事業所所在地	でんわ ばんごう 電話番号	ばんごう ファックス番号
しろいしく 白石区	パーソナルプランさっぽろ	003-0022	なんごうどおり ちょうめみなみ なんごう 南郷通14丁目南2-2 ニュー南郷サンハイツ1階	867-5699	862-2777
	そうだんしつ 相談室きよサポ	003-0022	なんごうどおり ちょうめみなみ おおきど かい 南郷通14丁目南4-8 キャッスル大木戸1階	860-1750	860-1760
	そうだん しえん じぎょうしょ 相談支援事業所コミュニティハウス	003-0022	なんごうどおり ちょうめ みなみ 南郷通20丁目南1-2	866-1399	866-1399
	そうだん しえん じぎょう しょ 相談支援事業所フィオーレ	003-0024	ほんごうどおり ちょうめ みなみ 本郷通8丁目南3-1	867-9321	867-9354
	そうだん しえん じぎょうしょ 相談支援事業所ライフサポートあんりー	003-0029	へいわどおり ちょうめ かい 平和通16丁目北2-32 ニシヤマビル2階	861-0083	861-0092
	そうだんしつ 相談室らいと	003-0029	へいわどおり ちょうめ きた 平和通17丁目北1-12	846-1109	846-1187
	えぬびーおーほうじん ぜんこく じゅうど しょうがいしや そうだん しえん きょうかい さつぽろ きくすい じむしょ NPO法人 全国重度障害者相談支援協会 札幌菊水事務所	003-0803	きくすい じょう ちょうめ まるだい かい 菊水3条4丁目1-1 丸大ビル1階	598-7233	598-7233
	そうだんしつ 相談室あゆみ	003-0859	かわきた ばんち 川北2254番地1	879-5555	879-5511
あつべつく 厚別区	はつたつ そうだん 発達相談 きらめきの里	004-0007	あつべつちょうしものつぼろ ばんち 厚別町下野幌49番地	898-3929	898-5109
	ステーション106	004-0039	かみのつぼろ じょう ちょうめ 上野幌1条3丁目1-1	375-0229	375-0229
	ますとびいー	004-0051	あつべつちゅうおう じょう ちょうめ 厚別中央1条3丁目1-17 ブルーヒルズ101号室	299-3856	894-3899
とよひらく 豊平区	そうだんしつ 相談室イコール	062-0021	つきさむにし じょう ちょうめ つきさむちゅうおう ごう 月寒西1条9丁目8-1 パサージュ月寒中央207号	857-0262	857-0262
	そうだんしつ 相談室コロボックル	062-0042	ふくずみ じょう ちょうめ れゆすいーる えふ ごうしつ 福住2条1丁目4-18 Reussir・F21 103号室	376-1919	376-1919
	そうだんしつ 相談室きらら	062-0055	つきさむひがし じょう ちょうめ すりー ごう 月寒東5条17丁目10-20 ルミエールⅢ 102号	854-4400	854-4321
	そうだんしつ 相談室みなみ	062-0932	ひらぎし じょう ちょうめ ひらぎし まえだ かい 平岸2条7丁目4-13 平岸前田ビル4階	825-1373	825-1373
	そうだんしつ 相談室きのこ	062-0933	ひらぎし じょう ちょうめ わたなべ かい 平岸3条12丁目1-27 渡辺マンション1階	820-1342	815-2313
きよたく 清田区	そうだん しえん じぎょうしょ 相談支援事業所ノック	004-0831	しんえい じょう ちょうめ しんえい かい 真栄1条2丁目1-28 真栄ビル1階	378-4244	378-4254
	そうだんしつ 相談室ほわっと	004-0865	きたの じょう ちょうめ 北野5条3丁目4-14	889-6560	211-5135
みなみく 南区	そうだんしつ 相談室ほくほく	005-0002	すみかわ じょう ちょうめ 澄川2条4丁目7-7	807-9746	825-0223
	ちいき しえん そうだんしつ つち こえ 地域支援センター相談室 土の声	005-0003	すみかわ じょう ちょうめ すみかわ かい 澄川3条3丁目3-3 澄川3-3ビル4階	822-7179	822-7179
	そうだん しえん 相談支援センター みなば	005-0037	みなみ じょうにし ちょうめ 南37条西11丁目4-10	522-9378	206-9784
	そうだん ほっと相談センター	005-0802	かわぞえ じょう ちょうめ 川沿2条2丁目5-37	572-2220	572-2258
	そうだん しえん じぎょうしょ 相談支援事業所グリーンハイム	005-0849	いしやま ばんち 石山933番地3	591-5211	592-5063
	そうだんしつ 相談室こすもす	005-0853	ときわ じょう ちょうめ 常盤3条1丁目6-1	593-8741	593-5560
にしく 西区	しいてい そうだん しえん じぎょうしょ そうだんしつ 指定相談支援事業所 相談室ぼればれ	063-0061	にしまちきた ちょうめ 西町北7丁目1-20 カトレアハイム102号室	215-4234	215-4234
	そうだんしつ 相談室すきつぷ	063-0062	にしまちみなみ ちょうめ どうれい かい 西町南18丁目2-1 稲嶺ビル1階	676-0101	676-0734
	そうだん しえん じぎょうしょ 相談支援事業所ダンキー	063-0062	にしまちみなみ ちょうめ 西町南12丁目2-32	624-7252	624-7253
ていねく 手稲区	ちいき せいかつ しえん ていね そうだんしつ 地域生活支援センター手稲 「相談室ていね」	006-0022	ていねほんちょう じょう ちょうめ ほんちょうつー ごうしつ 手稲本町2条2丁目4-20 フェスタ本町Ⅱ 402号室	686-0502	686-0502
	そうだんしつ 相談室こころ ていね	006-0811	まえだ じょう ちょうめ 前田1条12丁目2-30	685-2861	685-3228